

## 平成 24 年度第 2 回 高知県医療審議会議事録

- 1 日時：平成 24 年 12 月 10 日 18 時 30 分～21 時 00 分
- 2 場所：県庁 2 階 第二応接室
- 3 出席委員：岡林委員、竹村委員、松岡委員、岡村委員、織田委員、西森委員  
寺尾委員、三谷委員、橋本委員  
山下元司委員、宮上委員、筒井委員、細木委員
- 4 欠席委員：岡崎委員、吉岡珍正委員、山下文子委員、吉岡和夫委員  
宮崎委員、倉本委員

〈事務局〉入福健康政策部部長、医療政策・医師確保課（川内課長、中村企画監  
浅野課長補佐、中村課長補佐、須藤チーフ 五島チーフ、高橋チーフ、  
石田チーフ、前田主幹、久保主査）、健康長寿政策課（山本企画監）  
医事業務課（山崎課長補佐）健康対策課（福永課長）  
障害保健福祉課（谷企画監）

---

(司会)

それでは定刻になりましたので、ただいまから平成 24 年度第 2 回目、高知県医療審議会を開催させていただきます。まだ、ご出席予定の委員さんが若干名少ないようですが、始めさせていただきます。

委員の出席状況でございますけれども、本日高知県市長会 岡崎委員、高知県町村会 吉岡委員、高知県保育士会 山下委員、高知県社会福祉協議会 吉岡委員、高知県看護協会 宮崎委員、高知医療再生機構 倉本委員が所用のためご欠席ということでございまして、現時点で委員 19 名のうち 13 名のご出席をいただいており、過半数に達してございますので本日の会議が有効に成立をしているということを前もってご報告をさせていただきます。

それでは、健康政策部部長 入福聖一よりご挨拶を申し上げます。

(入副部長)

みなさんこんばんは。県の健康政策部長をしております、入福と申します。

まず、本日は第 2 回の医療審議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、日頃から委員の皆様方には、県の保健医療行政にご支援、ご協力をいたしております。心から感謝を申し上げます。

前回の審議会でも来年度からの第 6 期の高知県の保健医療計画のご審議をいただいております。今日は、前回に引き続きましてですね、基準病床、それから、医師、看護師の確保対策、5 疾病 5 事業、在宅医療等についてご審議をお願いしたいと思っております。それぞれ、専門の部会と申しますか、委員会等でも議論を重ねてきておりますけれども、この審議会で忌憚のないご意見をいただきまして、ぜひ計画に反映していきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

(司会)

それでは、早速ここからの議事進行につきましては、岡林会長の方にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(岡林会長)

本日は委員の皆さんにはお忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。それ

では、私の方で会議を進行させていただきます。議事へ入ります前に、高知県医療審議会要綱第4条の規定により、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。橋本委員さんと山下元司委員さんにお引き受けいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。それでは、よろしくお願ひします。

では、議事に入ります。

協議事項の第6期高知県保健医療計画の策定について事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、まず次第に沿いまして、これまでご検討いただいたもののうち、まだこの医療審議会でご議論をいただいているものの、医師、看護職員、がん、周産期、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、在宅医療、救急医療、小児医療、災害時の医療、へき地医療、精神疾患、あと、基準病床数のうち、まず、医師及び看護職員の分につきまして医療政策・医師確保課からご説明させていただきます。

資料が大量になりますので、資料1の概要資料の4ページ及び6ページでご説明をさせていただきます。本文は医師が37ページ、看護職員が44ページからになります。

まず、医師につきましては、これまで医師数というものにつきましては国の見解としまして、地域的な偏在や診療科別の偏在はあるものの、基本的には均衡しているというものでありましたけれども、今般の計画を策定する直前、これは、衆議院での質問主意書に対する内閣答弁として、医師は総数としても充足している状況にはないという認識のもとに様々な医師確保対策を国としても行うようになってきております。県としても、平成22年度の高知医療再生機構の設立により様々な医師確保対策を推進しておりますけれども、現状としては、その下にありますように、直近の数字としては平成22年末の数字になりますけれども、40歳未満の若手医師数が平成10年から比べますと、約30%減少ということで、802名から551名まで減少をしております。全国的にみましても、この間で増加をしているのは東京都を含めて9都府県にとどまっている状況でございます。

一方で、その中で県内をみましても中央医療圏のみが増加をして、郡部が減少していると、また、診療科別にみましても、特に小児科、産婦人科、麻酔科といったところの減少が大きいということあります。中でも、女性医師が相対的に増加をしてきておりまして、女性医師が抱える、女性医師だけではありませんけれども、出産育児等の課題と、就業から離れることによる医療への影響というのもクローズアップされてきております。こういった様々な要因が複合的に重なっております。今後の対策のポイントとしては、やはり高知に若い医師に残っていただくことと、残っていただける環境づくりが重要ですので、プロセスとしては特に高知大学を卒業される方々、また、県外大学も含めて高知大学に医師がこれまで以上に多く定着していただける状況を促進していくことと、若手医師にとって魅力あるキャリア形成環境を整備していくことでございます。

県全体としては、特に奨学金等の対応によりまして高知県内にまずは残っていただくことと、高知医療再生機構による様々なキャリア形成支援策によって、高知県内で若手医師を勧誘していくという中長期的な仕組づくりを行っていくことと、その一方で、当然、不足している診療科の病院等の医師の確保、また、高知へのU・Iターンの促進ということで、県外から高知に赴任していただいた医師に対する経済的な支援、また、県外で活躍されている著名な医師による県外での高知県の医療の情報提供、また、情報収集を行っていただいて、高知県に提供していただくといった勧誘活動を中心に取り組んで行きたいと考えております。

また、今年度からは女性医師の復職支援のための研修事業も創設しておりますので、これも継続をし



いしは高知大学大学院における助産師の養成を進めていくということと、県内外の養成機関における奨学金制度の充実ということで県内定着を進めていくということでございます。

最終的に目標としまして、これはプロセス指標になりますけれども奨学金貸与者の県内就職、これまで実績が6名というところを14名というところまで上げていくこととしています。

最後に保健師ですが、特に市町村における若手の保健師の増加と、これらの方々のキャリア形成が大きな課題というふうになってきております。また、災害時の保健活動など、保健師に期待される役割が広がってきてているということ、また、行政機関以外における保健師とのコラボレーションなど、保健師の活躍における環境の変化に十分対応できるようにしていくかなくてはならないと考えております。これまで以上に、市町村における保健師の人材確保を県としても支援をしていくことと、保健師の人材育成ガイドラインに基づく人材育成を進めていく、また、ジョブローテーションを進めて、他分野と連携を視野に入れた取組を推進していくこと等の対応を行いまして、県内で就業されている保健師数は現在438名ですが、これを454名というところまで持っていくという目標としたいと考えておりますので、簡単ではありますけれども、医師及び看護職員についての説明はそういうことになります。よろしくお願いします。

(岡林会長)

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございませんか。

(細木委員)

看護師の研修体制の充実の中に、一度家庭に入ったら何年もいて、それでまた出てくる、その研修というもの、なるべく多くの、地方だけじゃなしに地域の基幹病院、あるいは基幹病院に準じた病院で研修が自由に行えるようにするということが、結局は家庭に入っている看護師さんを表に引っ張り出す良いチャンスになると思うんですね。それをどこかに入れといつた方がいいんじゃないかなというような気がするんですけども。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。今年度からこの潜在看護師、看護職員の研修事業を始めています。

(事務局)

対策の2の所に再就職支援というのがございまして、そのうちの復職支援に向けた研修事業というが、現在、離職している看護職員に対して復職支援のための研修を提供する事業になっております。本年度から新たに始めましたけれども、今年度の取組としては地域の中山間地域とか、それから幡多とか、そういう地域の病院の看護師を確保していきたいということで、高知市内の病院は対象にしておりませんでした。ただし、やはり復職の希望者も少ないということもありますので、来年度はもう少し研修を実施する病院を幅広く求めていこうというふうに、現在考えております。

(細木委員)

実は、小児科をやっておりますと、小児科には看護師さんのご子息がいっぱい来られるわけですね。そうしますと、そこでいろいろ医療にずっと離れていたのがやってきて、それでここでちょっとやればまた元に戻るのかなというふうなことを考えておられる方もいらっしゃるようですので、なるべく幅広い病院でそういうことができる体制に是非していただきたいと思います。

(岡林会長)



とタッグを組んでさまざまな対策を進めていきたいと思います。ありがとうございました。

(橋本委員)

基本的にはですね、高知県に残る卒業生を増やすという意味で、今、高知大学も県のお考えを十分に勘案しながら努めているところでございます。それで医学科の定員増という声は、日本の全体のレベルからすると、医師不足という掛け声の下に医学部定員増が非常に強く呼ばれておるわけですが、実は実際にこの大学において、その定員増という問題に直面しますと、非常になかなか現実的にさまざまな難問が生じてまいります。

実は高知大学医学部は今現在 115 名です。以前の 95 名ぐらいの時代から 10 名、20 名増えてきている事実がございまして、定員増は実践はしておりますところです。これからも定員増の声が毎年のようにあるんですけど、問題は非常にいろんな多面的な項目からいきますと、学部の定員増が即、本県の定着率に本当に当たるかどうか、ちょっと疑問な状況があります。

まず、学生の質も非常に問題がございまして、今現在 115 名の入学生が入っていますけど、勉学の過程で、ちょっと追いつけなくて留年が生じ、1 学年もうすでに 122 名という学年も生じております。おそらく今後、もっとどんどん単に定員だけ増やしていくと、そういうかたちの学年に定員以上にものすごく増えた状況が生じてくるということで、実はそのために現在 122 名になることは、実は講義室とか実習室、全く想定していなかったところでございまして。今年の夏もある実習室では、教官が別の実習の部屋に駆け込んできまして、15 ぐらい椅子が足りないということで大慌てしたりしてまして、それから、狭い部屋の中に非常に大人数が入ってくる学年を見ますと、教員の数も実際限られておりますので、目が届かないという不備がありまして、その実習室の片隅で何かが起こっていても、対応が非常に遅くなったり、不測の事態が生じたりというような局面もありまして、我々はそれに対して今後、考えなくちゃいけないなと思ったりというところでございます。それで、それは定員増の件につきましては、県の方のお考えと国民と県民とさまざまな声の下に我々も最大限努力をして、今後も事情をお互いに意見交換しながら、もし増やせるんであれば増やす方向で、当然ながらやっていきたいとは思ってはおりますが、現状はそういうところでございます。

もう一つは、実は高知県に残る人材は、この定員増をしなくても、本当は我々入学させているところなんです。ご存知のようにAO入試という推薦と推薦入試という制度と、それから通常の入試制度と三本立てで、うちでは入口でやっております。AO入試を例に取りますと、30 名ぐらい毎年いるんですが、来年の3月卒業生が出てぐる、AO入試の卒業生を進学させてから、進学というか働き口ですね、それにつきまして、実はAO入試は、入る時に明確に入試要項には「卒業後は高知県の地域医療に従事することを確約できる者」という1項が入っているんですね。しかし、こればっかりは強制はできないんですが、来年、卒業予定の 30 名のうち 15 名、ほぼ半分ぐらいは県外からの入学のAO合格者でした。当然ながら、今申し上げましたように、県外であろうとなかろうと、入学時には「卒業後は高知県の医療に貢献する人材」ということの確約の下に、我々 6 年間の教育を続けてきたわけですから、現実に、この数字、1 人 2 人ちょっと若干ずれるかもしれません、県外からの 15 名のうち 2 人ぐらいしか残りませんね。

それともう一つ驚くことが、県内の 15 名のうちに数名が県外に行っちゃうんです。これもまたちょっと予想外でありました。これは今日、実は午前 11 時から 12 時まで今、高知大学医学部が文部科学省の視点から、本当に地域に十分に役割を果たしているのか、この医師不足とかいろんな医療情勢の中で、

高知大学の果たす地域としての役割を真摯に見つめ直しなさいという視点で、文部科学省へ今日行ってきたところなんんですけど、今後の大学の医師養成等々、あるいは高知県において高知大学医学部及び附属病院が果たすべき役割について、いろいろ意見交換をする機会を得ました。その中で今も申し上げたような、例えばAO合格の学生さんとか、そういう現状を今後どのように解決して、そして、高知県の医療人材の実数を増やしていくことに繋げていくかということを前向きに考えていくってほしいということで、我々はいってほしいと言われなくてもやりたいと思いまして、実は今年のAOの方々も含めて県外に行く方、あるいは県内にたまたま残ってくれる、たまたまと言ったらあれですけど、残ってくれる方のアンケートを取って、今、解析中です。

今度、AOで入ってくる学生さんは1年生から卒業まで6年、あるいはそのまま臨床研修をすると、7、8年かかりますから、その先のことを言ってても実効性が全然ないので、今医師不足なわけですから、今、実効ある対応ができなくちゃいけないという思いは我々十分持ってまして、ですから、今の5年生、来年6年生になる学生さんですね。そういう学生さんも含めて、毎学年30人ぐらいAOの学生さんがおります。ですから、そういうAOの学生さんをどれだけ本県に残るように、本当に残るようにしていくかということを、今、工夫をしようとしています。

それともう一つは、推薦入試で20名ぐらい入ります。これは地域枠というわけで、瀬戸内海と高知県限定、瀬戸内海近くの地域に限定している学生さんで、この学生さんは全員入ったら、原則として県から奨学金をもらい、かつ高知県に卒業後は勤務するという前提の下で、今、教育を進めているところでございまして、その学年が今度5年生になります。一番上がですから、あと2年すると、卒業生が少なくとも20名はそういう学生さんが出るので、これからも一人たりとも逃せない。ですから、そういう意味で先ほどもお話がありましたが、そういう学生さんを含めて、高知県志向性が高いという前提の下に入っている学生さんに対して、県知事さんにもお出でいただいて、県の事情等を直接話しかけてもらって、学生さんのその気持ちの維持を図る。それから、それだけではなくて我々教員の方も、先ほどもうちに家庭医療のことで阿波谷教授を中心となって、学生との交流、日頃からの地域医療への理解を進める方策を練り上げ、そして実践し、そして我々も医学部を上げて可能な限り協力体制をとって、学生さんが残るように努めていくのでございまして、全く努力していないわけではないけれど、それともう一つは、実は一般学生ではなくて、一般入学のかたちで60何名入ってくるんですけど、この一般学生の中で県外出身者で意外と残る人、意外と、そんなに多くはないんですけど、残っている学生さんがいるんですね。ですから、そういう学生さんがどういうきっかけでどのように残っていくのかということも、今、遅まきながら、対応が遅いじゃないかと叱責を受けそうな気もいたしますけども、遅まきながら学内的に検討し、そして県の方とも連携しながら、早急にこのような医師不足が、特に若手医師の不足がこのまま続していくというのは、非常に先の暗い話になってしまいますので、これを打破するために努力をしようとしているところでございます。

長い話をしまして恐縮ですが、いろんな視点からすると、我々も本当は若手の医師が残り、地域で活躍し、そしてそういう活躍をする途中で医学研究とかいろんなかたちのものにも興味というか、継続して学内の医学研究にもつながっていくということなので、やはり根幹は本県にうちの大学の卒業生が大量に定着するというところに尽きるかなと思っています。その努力はするつもりでいるというところでございます。

(岡林会長)











いただきておきますが、現在のところで言いますと、やはり啓発に関して言うと、一時の、以前非常に、人工妊娠中絶の高い時期がございまして、そのあとかなり啓発をやってきて下がってきた経緯もございますが、最近、10代の人口妊娠中絶数の減少は停滞しております。昨年度も、一昨年よりも低い状態で推移してきたんですが、2月、3月でかなりの数が出てしままして、結果的に170件程度ということで、減らない状態です。やはり、ターゲットが思春期ということでなかなか難しい部分もあるんですが、啓発不足というのは否めない部分はありますので、これに対しては根本的なところを含めてどのような体制でやっていくかというところで進めてゆく予定です。こちらの医療計画の方には直接的には記載されていないのですが、来年度母子健康体制の根本的な対策をやっていく予定で現在進めていますので、その中で十分このへんも検討してゆきたいと考えております。

(筒井委員)

今、お話を伺っている中ではやっぱり、例えば何年生の時に全員こういった高知県の出産の現状であるとか、そういうデータなんかも使って、割と淡々と情報を伝える事ができれば、意識的なものも違うんじゃないかなと思いますので、まずこここの段階で全員が、基本的に情報を伝えて学んでおくとか、結構、妊娠は病気じゃないとか割と軽く考えて本当に取り返しのつかない事になってしまったりというところもあるようですので、全員がまずそういった情報をきちんと受けておくということも、まずはベースとしてすごく大事な部分だと思いますので、是非今後ともそういった啓発事業についても力を入れていただきたいなと思います。ありがとうございます。

(岡林会長)

他にご意見ございませんか。

(宮上委員)

質問なんですけども、分娩に至るまで検診も指導も受けない方がそんなにいたという事だとか、その背景、後ろ側には十分な検診の回数を受けられない方もいらっしゃるのかなという気もしますが、そういう原因というのが医療だけではなくて福祉的な課題というか、そういうのがあるのかどうかということと、分娩を取扱うという、検診に行く先の医療機関も非常に少なくなっていますけども、そういうことで検診がなかなか十分な回数できないのか、そういうことにも関係しているのか、そのあたりを教えて下さい。

(事務局)

まだ十分に分析は出来ていない部分がありますけども、まず医療機関のアクセスとの関連ですが、平成22年におきまして妊婦健診の受診回数、14回無料で受診できるんですが、県平均が11.3回となっています。

それで、アクセスの関係で言えば、やはりアクセスの関係だけとは言えないんですけども、高知市に限って言いますと12回を超えております。

それで、一部の少し中山間地域になると10回台となっております。

ただ、これが直接的なアクセスの関係だけかと言いますと、その他にもいろいろな要因はあるかと思いますが、やはり都市部の方が妊婦さんに対する啓発が行われやすいであるとか、それから、アクセス以外の問題としては、最近よく聞く話はなかなか仕事が休めないとかいうようなお話ですね。やはり、妊娠中に特に最後の6回を除きますと残りは産休中でない時期ですので、なかなか、お仕事を何回も休めないという話も聞いておりますので、そういう部分で受けたい意志があるにも関わらずなかなか受け

られないという部分については、これは環境の問題がありますんで、ここは職域とか、これも実際、啓発は行なっているんですけども、そういう周囲の理解を得るようなことをやっていきますし、今もやってますけど、もっと手広く大きくやっていきたいと思います。

それとは別に、特に受診回数の少ない方に関して言いますと、受診回数が少ないということは一定、流産がありますので、それは一定数出るんですが、それ以外の要因としては、一つは今言ったような數ですとなかなか検診に行けないという方もいらっしゃいますが、多くの場合はやはり不規則受診になっています。したがって、全体の割合で言いますと 10 回を切る方というのは、10 回までの方がだいたい、これは市町村によって若干格差がありますけれど、2 割から 3 割あります。それで、2 割から 3 割の中の一定の 10% 程度とは思いますが、その方は流産と思われますが、残りの方は不規則受診であったりとか、もう 0 回という方もいらっしゃいますので、その 0 回の方は全く受けてないわけですね。それで、まったく受けてない方とか、非常に受診回数が少ない方の状況を、ちょっとこれは正確な統計とは言えないんですが、周産期医療整備計画の方でも検討はしております。その中のある程度、一定を占めるのは低所得の方であったり、それからシングルマザーであったり、社会的に脆弱者である方が、半数程度と考えていただいていると思いますが、一定の割合を占めております。それで、そういうような部分があることは確かですので、ある種この方はどうしても出産までといつても、ほぼ早産なんですよ。ほぼ早産ですので、そういう意味ではリスクの非常に高い方々ということになってきておりますので、その部分の社会的脆弱な方を対象とした、やはりアプローチというのも当然並行して進めしていく必要があるというところを認識しております。

(織田委員)

歯科医師会の織田と申します。

歯科の方から見た時に、最近、低体重児と歯周病の関係が結構言われてきておりまして、そのモデル事業をしたのが、熊本県がそういうふうなアプローチを 1 回だったと思いますが。それで、継続してやるというふうなことを聞いておりますけれども。やはり口の中の管理、生活習慣なんかとかなり密接に関係があると思いますので、そういう分ともリンクしてみると、やはり生活上の問題があると、どうしても口の中の管理も悪いかなというふうな気はしてまして、なかなかアプローチは難しいと思いますけれども、やはりそういうデータを一度出していただきたいと。

低体重児の出産をしている医療機関というのは、そんなにたくさんないと思いますので、多分歯科のある部分だと思うんで、そういうところでデータを出していただければ、うちの方からも少しは協力はできたらいいなというふうなことあります。以上です。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

低体重児、特に 1,500 グラム以下になりますと、もう数が限られてまいりますので、今のお話につきましては周産期医療整備計画の方でも話をしても協力を仰ぎたいと考えております。

また、現在進めております部分ですけれども、歯周疾患がありますと、いわゆるサイトカインが感染されまして、子宮収縮を起こしてしまうというようなことがございますので、できるだけ早いうちに歯科を受診していただいて、歯を見ていただくということは啓発としては進めております。これをどのようなかたちでやるかというのは、市町村にはある種委ねられているところで、働きかけはしていきたいというふうに思っておりますが、特に妊娠届を出した時に保健指導をするのですが、している市















でございますけれども、まず左側の「相談・照会」に関する現状でございます。高知県救急医療情報センターにおきます全体の相談件数の中で、小児科の占める数は約2万件であり、これは全体の4割に上っております。またうちこども救急ダイヤル、いわゆる#8000番が子どもさんの急患時の相談に乗ってますけれども、これは平成23年度1,660件、一日当たりにしますと9.7件でございますが、これは毎年周知に伴いまして件数は上がってきております。

その次、これにつきましての課題でございますけれども、「医療情報提供体制」につきましては、こうちこども救急ダイヤルのさらなる充実、強化ということです。現在のところ毎日ではございませんで、木、金、土、日、祝日、それから年末年始が相談日でございますけれども、この相談日を増やしていくというのが対策でございます。

そしたら現状に戻りまして「小児の疾病など」のことでございます。一つには小児の死亡率が高く、乳児死亡の18名が小児死亡の6割を占めるということがございます。なお乳児死亡におきましては、周産期に発生した病態による死亡が多いというのが現状でございます。これにつきましての課題でございます。

「小児医療体制」でございますが、医師の数が不足しているということ、それから、県内では心臓手術等の高度医療に対応できないということ、それから、精神疾患や発達障害に対応できる医師が少ないということでございます。

対策でございますが、研修医に対する貸付金の貸与、それから研修支援により小児科医の確保に努めるということもございます。県外の高度治療が可能な医療機関との連携体制を維持するということ、それから、若手医師の県外医療機関でのキャリアアップを図るということもございます。

それから現状に帰りまして、左から3番目でございます。「小児医療」と書いてございますけれども、まず小児科の病院が減少傾向にあるということ、その中でも、中央保健医療圏への外来・入院の依存度が増加する傾向にあるということ、そして高次医療の中央保健医療圏への集中が進んでいること、それから中央保健医療圏でございますけども、入院中、小児救急の輪番を担う医師の数が減少しているということもあります。なお東部、西部においては、あき総合病院、並びに幡多けんみん病院が圏域の初期救急、入院救急を担っているというのが現状でございます。

これにつきましては、課題でございますけれども、まずは医師不足等で中央保健医療圏の病院群輪番制の維持が困難になっているということが挙げられます。そして、あき総合病院及び幡多けんみん病院の負担が大きくなっているということが挙げられます。それからP I C Uが整備されていないことを挙げています。

これにつきましての対策でございます。まず二次保健医療圏の「小児救急医療体制」につきまして、高知県小児医療体制検討会議で検討してまいります。そして小児科医の勤務環境を改善するための支援を行います。最後でございますけれども、P I C Uの整備に向け、小児医療体制検討会議で検討を行つてまいります。

そしてあと現状に戻りますが、「小児科医師」のことでございます。ここは医師不足、今現在100人いらっしゃいますけれども、平成16年から横ばいでございます。そして医師の高齢化が進んでいるということが挙げられます。その医師は先ほども申し上げましたが、中央保健医療圏への偏在をしておりまして、専門医についても同様だと思います。その横の現状でございます。小児人口と世帯構造でございますが、少子化がやはり進行しております、15歳未満人口につきましては、平成22年91,798人、これ





す。これに対する課題でございますが、患者さんのことともさることながら、職員の方も活動に必要でございますので、職員の分の確保、それから新被害想定を踏まえた見直しが必要になってきます。対策でございます。医療機関への備蓄の働きかけを行ってまいります。それから医薬品流通備蓄の品目・数量の確保でございます。そして関係団体との協定による医薬品の確保対策の充実も必要であると考えています。

以上のことから目標でございます。目標がその下に書いてございますが、一つは救護病院、それから災害拠点病院の耐震化率、これを 100 パーセントにします。直近値は約 60 パーセント、それから病院の災害対策マニュアル防災計画の作成率、これも直近値 93 パーセントですが、100 パーセントを目指します。先ほども申し上げました E M I S 、広域災害救急医療情報システムの病院の登録率、これは現在 64 パーセントでございますけど、これを 100 パーセントにすることとしております。

これらの目標につきましては、高知県災害医療対策本部会議におきまして、評価を行ってまいります。私からの説明は以上でございます。

(岡林会長)

時間を経過しておりますので、説明の方を続けます。

「へき地医療」、「精神疾患」の説明をお願いします。

(事務局)

それでは「へき地医療」を説明させていただきます。資料 1 の 17 ページになります。

へき地医療につきましては、今、一番上の右の端にありますけども、無医地区は 18 市町村 45 地区ということで全国第 3 位の数であります。その隣にありますように第一線のへき地医療機関や、へき地医療拠点病院への医師については一定の確保がされているという状況です。これについては後でご説明をしますように、特に医師の確保が厳しい市町村におきましては、へき地医療協議会という枠組みを 20 数年間継続しております。自治医大卒業生を始めとするへき地医療を担う医師によってギリギリのところで支えられているというのが現状であります。

課題としては、こういった医師の確保の仕組みの継続と、無医地区における巡回診療の継続、また今後のへき地の医療機関の維持のあり方として、指定管理者制度での対応といったところは課題であります。また、「医療従事者の支援」ということで、代診医制度とまた I C T を活用した情報環境の整備などが挙げられます。これらの対策としましては、今後、これまでの県、市町村、またそれに従事する医師で構成する「高知県へき地医療協議会」における維持とそのへき地医療協議会活動を通じた医師のキャリア形成支援、仕組の継続ということ、また、こうしたへき地医療協議会に入っていない市町村での医師確保についても個別での対応を検討して継続していくということであります。特に、今現場で頑張つていただいている医師への支援として、処遇環境の平準化だとか、昨年 3 月に導入されたドクターへりの運用等によりまして、へき地における医師の不在の期間が無いよう、できるだけ少なくするような支援を継続していくということ、また、左端にありますように、それぞれのキャリアステージにおける医師の支援の対策に引き続き従事していくところでございます。

今後の目標としましては、これまでへき地診療所等に対する代診医の派遣はすべての要望に対応できておりますが、これを 100 パーセント維持してゆくということと、県内のへき地診療所で勤務されている方が 21 名ということで、定数が満たされております。この状況を維持していくということであります。それと、へき地に勤務する医師の支援策の一つとして、 I C T を活用した地域連携情報ネットワー

クというのが、へき地の医療機関以外の県内の拠点病院も含めて 26 医療機関ありますけれども、できれば 30 機関以上にしていこうとは思っております。こういった取組を通じて、へき地における医療提供体制の確保について、引き続き進めていただけるように考えております。以上です。

(事務局)

障害保健福祉課の企画監の谷でございます。よろしくお願ひいたします。資料 1 の 13 ページ第 5 節「精神疾患」をお願ひいたします。本文は 133 ページから 145 ページになってございます。

精神疾患はご承知のとおり、患者数の増加や自殺に及ぼすうつ病などの影響から医療計画に定めるべき疾患として、第 6 期の計画から 5 疾病目に加えられました。今回の精神疾患分野の計画作成につきましては、専門委員会として設置しました保健医療計画精神疾患分野検討会で素案を取りまとめ、精神保健福祉協議会での協議を得ましたものを部会等に報告をさせていただいてまいりました。

国の指針を基にしまして、高知県として重点的に取り組む分野に絞って、また「日本一の健康長寿県構想」、「障害福祉計画」等と整合性のある計画としております。資料の上の段、現状についてでございますが、患者の状況として入院患者は減少傾向にございますが、65 歳以上の高齢者は年々増加し、入院者の 57.8% を占めております。疾病別では統合失調症が減少する一方、認知症を含む「症状性を含む器質性精神障害」及びうつ病等、「気分障害」が増加をしております。

「受療の状況」、「自殺の状況」は、ご覧のとおりで「医療提供体制の状況」としまして、特徴としては病床数が全国第 6 位と多い状況にございますが、平均在院日数は全国第 3 位、入院 1 年未満の方の平均退院率も全国第 1 位と、新たな入院者については、入院の短期化が進んでいる傾向となっております。現状から抽出した課題とそれに対応する対策をそれぞれ国の指針に沿った項目立てを行いまして「予防・アクセス」、「治療・回復・地域生活」、「精神科救急、身体疾患の合併症」、「うつ病の診断及び患者の状態に応じた医療の提供」、「認知症の進行予防から地域生活の維持に必要な医療の提供」、「専門医療の提供」と 6 つのカテゴリーについて、検討したものを記載してございます。

目標としましては、右下にお示ししておりますとおり、うつ病に関する目標として「G-P 連携」とあります、かかりつけ医から精神科医への紹介システムの全圏域での実施。二つ目に認知症に関する目標として、地域連携バスによる連携システムの構築を全圏域で実施すること。三つ目に精神科救急に関する目標として、現在、中央圏域で輪番制による精神科救急医療事業を行っていますが、新たにコーディネート機能を持つ精神科救急情報センターを設置することを挙げております。私からは以上です。よろしくお願ひいたします。

(岡林会長)

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お話しください。

(織田委員)

一つ確認なんですが、うち医療ネットの入力方法について、前に一度申し上げたことがあると思うんですが、入力するのに私どもの歯科医院みたいな小さい規模のものは、すごくまとまって入力しなきゃだめなので、ちょっと変わったところだけ直そうと思ってもなかなかうまくいかないというのがあって、つい億劫になってしまうというのがあるんですが、その辺の入力から修正項目の入力の仕方というのも、ちょっとこれから先、改善する計画があるかどうか伺っていきたいというふうに思います。

それと、ばたばた言いますけれども、無歯科医地区のところ、へき地医療のところでは、無医地区のところでは対策等を全部を書いてあるのですが、無歯科医地区は 21 市町村、59 地区と書いて書きっぱな

しになって、あとは何をしていいかが分からぬ所もあります。

それと災害の場合に、大きい病院のところは随分言われておりますが、歯科の場合、歯科のある大きな病院というのは医療センターと高知大学医学部のみでありますので、ほとんどそこが担うということになると思いますが、まだ小さいところもありますけれども、診療所についてどういうふうな網掛けをするのかということも、まだだと思いますけど、これから先、検討をお願いできたらいいと思います。歯科医師会の中ではできれば自力でやろうかなと、特に災害対策マニュアルに近いものを自分たちで作ろうかなというふうには考えております。そこら辺はいろいろあるんですけれども、本文の中で歯科保健医療というのがありますので、できれば本文に書くのが大変であれば、その歯科保健医療のところに項目を起こしてでも、というか記載の内容も少し考え方直しても書いていただければ非常にありがたいというふうに思います。以上です。

(事務局)

それでは、まとめて回答させていただきます。医療ネットの運用につきまして所管課は別でありますけれども、これは一昨年、システムを見直して現在のシステムに変更したんですけども、まだまだ歯科だけではなくて他の先生方からもいろいろとご意見を伺っておりますし、システム開始の時期は2年前ですので、もうちょっと先になりますけれども、ここがいろいろと困難な整理がまたあれば特別に医事業務課のところに相談いただければ、場合によっては、また代理入力等の対応の仕方を考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとへき地医療につきまして、現状を書きっぱなしというわけではございません。へき地の歯科医療体制について、今後の対応等、方針の策定、整備の取組というところで終わっておりますけれども、議論させていただければと思いますので、今の所管課である健康長寿政策課とまた協議をしたいと思います。

最後に災害のところですけれども、歯科医という部分につきましては、現在の計画でも例えばコーディネートの役割だと、よく書ききれていないところがあります。計画の見直し部会を災害医療対策本部会議に設けますので、この医療計画には間にあっておりませんけれど、これは不断の見直しをやっていくというふうに知事からも指示を受けておりますので、そこに今回の医療計画の最終的な公示に間に合うという部分がありましたら、そこは取り組んで入れていきたいなというふうに思います。見直しは継続的にやっていきます。よろしくお願ひします。

(岡林会長)

他にはございませんか。ないようございましたら、基準病床数に移りたいと思います。

(事務局)

それでは、基準病床数につきましては、別途資料2の2枚紙でご説明していきたいと思います。また本文では29ページにございます。これまでのご議論で、県の二次保健医療圏については、安芸、中央、高幡、幡多の4つの医療圏の体制を継続するということが確認されてきております。安芸と高幡につきましては、一定の医療の確保が困難な状況であるということと、また人口が少ないということで国の方からは見直しの対象とするようにしておりますけれども、本日の配布資料①とあるP28と差し替えのところのウとエにおいて、交互の保健・医療の維持、及び医療提供体制を維持していくという考え方を記載をしているところで、これで一定のエクスキューズとなろうかというふうに考えております。

次に基準病床数ですけれども、この資料2の2ページをご覧いただければと思います。一般及び療養

病床についてより詳しく説明したいと思います。この基準病床数制度は、それぞれの医療圏において既存病床数が基準病床数を超える地域においては、病院開設・病床の増加ができないという規制の根拠となるもので、それぞれの地域で必要とされる病床数を国が示す算定式を用いて設定をしております。

このうち、一般病床と療養病床につきましてはそれぞれの計算式、左側の上の方にあります、計算式に基づいて算出した上で、その合算値でもって基準病床数を設定します。それを具体的に示したもののが次の3ページになります。かなり技術的な部分も多いですので、具体的な説明は省略させていただきますけれども、療養病床においては、それぞれの年齢階級別で、一定発生する需要率から介護施設で対応可能な数を引いて国が示す病床利用率で割り返した数字で算出します。

一般病床については、年齢階級ごとに、それぞれのブロックごとに、全国8ブロックに分けたブロック値として示された退院率に平均在院日数をかけ合わせて、これを足し上げて病床利用率で割るというものでございます。それに、一般病床は医療圏ごとの流入流出を一定加味したものを加えます。

療養病床につきましては、それぞれの地域で、それぞれの患者さんがまず療養できるようにすべきということで流入流出は勘案しておりません。

一般病床につきましては、流入流出を全く勘案しないと、例えば流出が多い安芸医療圏、高幡医療圏では必要とされる病床数が極めて少なくなりますので、現行の医療計画と同じく3分の1をかけ合わせたものを加味しております。これらを足し上げた数字が3ページの一番右端にあります。県全体で8,403、中央6,370、記載のとおりであります。

1ページに戻っていただきまして、現行の計画と比較しますと、国全体における定数としての退院率や需要率が一定下がってきておりますので、それに合わせて基準病床数がおおむね10%程度減少しております。現在ある既存病床数、高知県全体で14,928との差をとりますと、県全体で6,525、安芸医療圏が162、中央医療圏は5,432、高幡医療圏は219、幡多医療圏は712と既存の病床が基準病床を上回っております。いわゆる病床過剰地域という状況には変化はございません。

これは一般病床、療養病床についてでございます。精神病床、結核病床、感染症病床につきましては、それ本文の30ページに記載しております計算式に基づいて算出をしております。精神病床につきましては、現行の計画より252床少なくなっています、既存病床との差が1,228で、病床過剰という状況であります。

ちなみに、すみません、説明が抜かっておりました。精神病床・結核病床・感染症病床につきましては、この基準病床設定は高知県全体を圏域とすることになります。結核病床・感染症病床につきましては、現行計画と同様の60床、11床ということでそれぞれ結核病床については既存病床数が110床過剰の状態、感染症病床については第一種、第二種の感染症病床数と既存病床数がイコールですので、これは差し引き0ということになります。説明は以上です。

(岡林会長)

ただいまの説明に対しまして、何かご発言がございますか。

基準病床数に対しまして、ご質問ご意見等ご発言がないようでしたら、今まで全般に渡って何か言い抜かった事等ありましたら。

(織田委員)

すみません、「がん」のところでちょっと言い抜かりましたんで、申し上げておきたいと思いますが、「がん」については日本歯科医師会と国立がんセンターがやってます、周術期医療の口腔管理の問題を

ずっと全国展開しようというふうな格好で今高知県もやっと始めたぐらいのところになっております。

その中で、高知県内でがんの拠点病院の中でも、先ほど言いました高知大学医学部と、医療センターには十分な歯科医療の体制が有るんですが、他のところがあんまりなくて、連携をするのにどういうふうにすればいいのか、どういう質の担保ができるのかというところが歯科医師会としてもかなり悩ましいところであります。これがさっき拠点病院で歯科室のないところとどういう連携が取れるかっていうところの内容をもう少し考えていて欲しいなというふうに思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

実は周術期にそれから化学療法、放射線療法開始時期の口腔管理について、ちょっと5年間という期限を設けさせていただいているんですけど、がんの対策協議会の方で今後検討を進めていくんですが、現実問題として歯科のない拠点病院をどうするかというお話になってくると部分的には往診対応か院外対応になってしまふのかなとは思いますが、また検討させていただきます。

(織田委員)

ただミヨシ先生の方から言われているのは、プロトコルが、やり方の内容については全部その拠点病院との連携にはがんセンターとやった時と同じような方式でやってくれというふうに言われていますので、どこまで手抜きができるというわけじゃないんですけどどこまで簡素化ができるかという指示をまだもらっておりませんので、そちらのほうもよく読んでいただければありがたいなというふうに。

(事務局)

はい、わかりました。

(岡林会長)

他にございませんか。

ないようございましたら、第6期高知県保健医療計画の策定についての説明は以上で終わらしていただきますが、事務局から今後のスケジュールについて説明を。

(事務局)

はい。今後のスケジュールご説明させていただきます。

本日いただきましたご意見をもとに修正を行いました計画案を、一か月間のパブリックコメントをいたしまして県民の方のご意見を伺うようにしています。同時進行で、市町村や関係団体への意見聴取を行います。

それが終わりまして、パブリックコメント等の内容で調整しました最終案を次回の医療審議会でご審議いただきまして、審議会としての答申をお願いいたしたいと考えております。

3月に計画につきまして県議会に報告、公示、厚生労働大臣への報告を行うこととしております。皆様のお手元に次回医療審議会のスケジュール表を配らせていただいております。本日でなくても差し支えございませんので、ご都合のよろしい日時のご連絡をお願いします。次回の医療審議会については時間の設定は午後という予定でご案内しておりますのでご留意ください。よろしくお願いします。

(岡林会長)

何か、発言、言い忘れたことがございましたら。

それでは、予定時間の方を30分以上超過いたしまして、本当に長時間にわたってお疲れ様でした。それでは、本日の医療審議会を終わります。ありがとうございました。

議事録署名人

橋本吉門

山下元司